

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【公開番号】特開2019-107175(P2019-107175A)

【公開日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-026

【出願番号】特願2017-241345(P2017-241345)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月5日(2019.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を実行し、可変表示の表示結果が特定結果となったときに、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

遊技者が操作可能な操作手段を備え、

所定状況において、遊技者の操作によって複数種類の項目の中から1の項目が選択可能であり、選択された項目に対応した演出を実行するもので、

遊技者が選択可能な項目として、所定期間内に前記有利状態が連続した場合に新たに選択可能となる項目と、前記有利状態が連続していなくても予め選択可能とされている項目と、を含み、

前記有利状態に制御される期待度を示唆する特定演出が実行されて前記有利状態に制御された場合にも、遊技者が選択可能となる項目を新たに増加させることが可能である、ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

(A) 本発明に係る遊技機は、可変表示を実行し(例えば、第1特別図柄表示装置4Aや第2特別図柄表示装置4Bの特別図柄を可変表示させる等)、可変表示の表示結果が特定結果となったとき(例えば、第1特別図柄表示装置4Aや第2特別図柄表示装置4Bの特別図柄の確定特別図柄として大当たり図柄が導出表示される等)に、遊技者にとって有利な有利状態(例えば、大当たり遊技状態等)に制御可能な遊技機であって、遊技者が操作可能な操作手段を備え、所定状況において、遊技者の操作(例えば、プッシュボタン31Bやスティックコントローラ31Aの操作等)によって複数種類の項目の中から1の項目が選択可能(例えば、複数種類の楽曲の中から1の楽曲が遊技者によって選択可能等)であり、選択された項目に対応した演出を実行するもので(例えば、選択された楽曲の映像及び演奏を出力する等)、遊技者が選択可能な項目として、所定期間内に前記有利状態が連続した場合(例えば、大当たり遊技状態の連荘数が増加した場合等)に新たに選択可能とな

る項目（例えば、2連荘目時には、「楽曲B1」「楽曲B2」「楽曲B3」の3曲の楽曲を新たに解放する等）と、前記有利状態が連続していなくても予め選択可能とされている項目（例えば、2連荘となっていなくても、予め「楽曲A1」「楽曲A2」「楽曲A3」「楽曲A4」「楽曲A5」「楽曲A6」「楽曲A7」の7曲の楽曲が解放されている等）と、を含み、前記有利状態に制御される期待度を示唆する特定演出が実行されて前記有利状態に制御された場合にも（例えば、「C2リーチ」などの特定のリーチ演出が実行されて大当たり遊技状態が実行される等）、遊技者が選択可能となる項目を新たに増加させることができ（例えば、2連荘目に「C2リーチ」が実行されて大当たり遊技状態が実行された場合に、「楽曲B1」「楽曲B2」「楽曲B3」の3曲の楽曲のほか、「C2リーチ」に対応する「楽曲C2」の楽曲を新たに解放する等）であることを特徴とする。

(1) また、本発明に係る他の遊技機として、遊技者が操作可能な操作手段を備えた遊技機（例えば、パチンコ遊技機1等）であって、所定状況において、遊技者の操作（例えば、プッシュボタン31Bやスティックコントローラ31Aの操作等）によって複数種類の項目の中から1の項目が選択可能（例えば、複数種類の楽曲の中から1の楽曲が遊技者によって選択可能等）であり、選択された項目に対応した演出を実行するもので（例えば、選択された楽曲の映像及び演奏を出力する等）、遊技者が選択可能な項目として、所定条件が成立した場合（例えば、大当たり遊技状態の連荘数が増加した場合等）に新たに選択可能となる項目（例えば、2連荘目時には、「楽曲B1」「楽曲B2」「楽曲B3」の3曲の楽曲を新たに解放する等）と、前記所定条件が成立していなくても予め選択可能とされている項目（例えば、2連荘となっていなくても、予め「楽曲A1」「楽曲A2」「楽曲A3」「楽曲A4」「楽曲A5」「楽曲A6」「楽曲A7」の7曲の楽曲が解放されている等）と、を含み、前記所定条件とは異なる特定条件（例えば、「C2リーチ」などの特定のリーチ演出が実行されて大当たり遊技状態が実行される等）が成立した場合にも、遊技者が選択可能となる項目を新たに増加させることができ（例えば、2連荘目に「C2リーチ」が実行されて大当たり遊技状態が実行された場合に、「楽曲B1」「楽曲B2」「楽曲B3」の3曲の楽曲のほか、「C2リーチ」に対応する「楽曲C2」の楽曲を新たに解放する等）であることを特徴としてもよい。